

2002-21

2002.12.6

新大阪連絡線の鉄道事業許可の一部廃止について

阪急電鉄では、新大阪連絡線（淡路～新大阪～十三 4.030km、新大阪～神崎川 2.963km）につきまして、1961年の鉄道事業許可取得以降、8回にわたり工事施行認可申請期限の延長を行ってまいりました。

しかしながら、同許可が本年12月25日をもって工事施行認可申請期限を迎えるにあたり、昨今の状況に鑑みて、本日、淡路～新大阪および新大阪～神崎川の区間につき廃止届を提出いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新大阪～十三については工事施行認可申請期限の延長を申請いたしました。詳細はつぎのとおりです。

【許可廃止届出区間】

淡路～新大阪間 1. 680km（淡路～新大阪～十三 4.030kmの一部区間）
新大阪～神崎川間 2. 963km

【許可廃止届出理由】

新大阪連絡線のうち、淡路～新大阪～十三間につきましては、1989年の運輸政策審議会答申第10号において、「阪急京都線の輸送需要の増加にともなう混雑緩和」、「阪急各線と国土幹線軸上にある新大阪との接続向上」、「新大阪周辺の整備に伴う輸送需要への対応」のために「2005年までに整備に着手することが適当な路線」と位置づけられております。

しかしながら、「京都線の混雑緩和」につきましては、2001年度の京都線の最混雑率が144%であり今後も輸送需要は減少傾向にあること、また「新大阪周辺への輸送需要」につきましては、JR東海道線・大阪地下鉄御堂筋線の輸送力増強やJR外環状線構想等による代替機能の確保等により、整備の意義が薄れております。

そのため、淡路～新大阪間につき廃止を決定するとともに、神戸～京都間の直通運転を目的とした新大阪～神崎川間の許可についても、その必要性がなくなるためあわせて廃止を決定したものであります。

（参考）

1. 工事施行認可申請期限延長区間（延長期間は5年間）
新大阪～十三間 2. 350km（淡路～新大阪～十三 4.030kmの一部区間）
2. 工事施行認可申請期限延長の理由
阪急各線と国土幹線軸上にある新大阪との接続向上という整備目的に則り、今後十三駅、新大阪駅での諸計画の動向を踏まえつつ、整合性を取りながら整備方針を決定していきます。

以上

【添付資料】新大阪連絡線計画略図

【ニュースリリース配布先】青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ

新大阪連絡線 計画略図

